附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前までに交付又は再交付された船員手帳は、第一条の規定による改正後の船員法施行規則（以下「新規則」という。）第十六号書式にかかわらず、なおこれを使用することができる。この場合においては、新規則第十六号書式第十二表及び第十三表に記載すべき事項は、第一条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号書式第十二表及び第十三表を適宜補正してこれに記載するものとする。

第三条　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（以下「支給基準省令」という。）第一条第一項第一号の離職日がこの省令の施行の日前である者に係る同項の漁業離職者求職手帳の有効期間は、この省令による改正後の支給基準省令第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　支給基準省令第一条第一項第一号の離職日がこの省令の施行の日前である者に係る漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第七条第一項の給付金の支給については、この省令による改正後の支給基準省令第四条第三項及び第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条　船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（以下「漁臨法施行規則」という。）第二条の離職日がこの省令の施行の日前である者に係る国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十四号）第七条第一項の給付金の支給については、この省令による改正後の漁臨法施行規則第十一条第二項、第十二条第一項及び第三項並びに第十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条　船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（以下「船特法施行規則」という。）第一条第一項第一号の離職日がこの省令の施行の日前である者に係る船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第三条第一項の給付金の支給については、この省令による改正後の船特法施行規則第七条第二項、第八条第一項及び第三項、第十一条第二項、第十二条第二項並びに第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規　則

○会計検査院規則第九号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日　　会計検査院長　西村　正紀

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二局厚生労働検査第三課の事務分掌事項欄中「、社会保険庁の船員保険事業の医療給付に係る経理」を削り、同局厚生労働検査第四課の事務分掌事項欄中「、社会保険庁（他の課の所掌に属する分を除く。）」を削り、「及び全国健康保険協会（他の課の所掌に属する分を除く。）」を「、全国健康保険協会（他の課の所掌に属する分を除く。）及び日本年金機構」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

人事院は、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）等に基づき、日本年金機構の設立に伴う関係人事院規則の整備に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十二月二十八日　　人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一―五六

日本年金機構の設立に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則

（人事院規則九―一七の一部改正）

第一条　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十二の表地方厚生支局の項中「部長」を「総務管理官」に改める。

別表第一中二十三の表を削り、二十四の表を二十三の表とし、二十五の表から三十八の表までを一表ずつ繰り上げる。

（人事院規則九―五五の一部改正）

第二条　人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島県の項中「奄美市名瀬塩浜町三の一　奄美大島社会保険事務所」を削る。

別表沖縄県の項中「石垣市字登野城五五の三　石垣社会保険事務所」及び「宮古島市平良字下里七九一　平良社会保険事務所」を削る。

（人事院規則九―一二三の一部改正）

第三条　人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第四十一号までを一号ずつ繰り上げる。

（人事院規則一〇―一二の一部改正）

第四条　人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

六十一　日本年金機構

（人事院規則一一―八の一部改正）

第五条　人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「社会保険庁の医療専門官」を削る。

（人事院規則一二―〇の一部改正）

第六条　人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一号を加える。

百三十九　日本年金機構

（人事院規則一六―〇の一部改正）

第七条　人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

別表第二第十三号中「（次号に掲げる機関を除く。）」を削り、同表第十四号を削り、同表第十五号中「第十七号」を「第十六号」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表第二十号中「第二十二号」を「第二十一号」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第二十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

（人事院規則一六―〇の一部改正に伴う経過措置）

2　社会保険庁に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に係る補償法第一条第一項に規定する補償及び補償法第二十二条第一項に規定する福祉事業の実施機関については、厚生労働省とする。